なみえ生活環境保全林整備計画策定業務委託

仕様書

令和5年6月

浪江町農林水産課

第1章 総則

(適用の範囲)

第1条 本仕様書は、浪江町(以下「発注者」という。)が実施するなみえ生活環境保全林 整備計画策定業務委託(以下「本業務」という。)について、受託業者(以下「受託者」 という。)が行う必要な作業の仕様を定めるものである。

(本業務の目的)

第2条 本業務は、なみえ生活環境保全林について周辺施設の整備と並行して、高瀬地区一帯となった整備を進めるとともに、保安林の持つ機能を向上させることにより、町民が森林に触れ合える場所をつくり、いこいの森林として活用できるよう整備計画を立案することを目的とする。

(準拠する法令)

- 第3条 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法令等に準拠するものとする。
- (1)福島県土木部「共通仕様書(業務委託編 I・Ⅱ)」
- (2) 福島県農林水産部「設計業務共通仕様書(農業農村整備事業)」
- (3)福島県治山・林道事業業務委託共通仕様書
- (4) 治山林道必携
- (5) 測量法
- (6) 個人情報の保護に関する法律
- (7) 地理空間情報活用推進基本法
- (8) その他関係法令、規程及び通達等

(本業務の履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日の翌日から令和6年3月15日までとする。

(業務従事者表・作業工程表等の提出)

- 第5条 受注者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を提出するものとする。
- (1)委託業務着手届
- (2) 作業工程表
- (3) 管理技術者及び照査技術者届
- (4) 作業実施計画書

- (5)業務従事者表(作業分担表含む。)
- (6) その他発注者が指示する書類
- 2 提出した上記の書類は、発注者の了承を得るものとする。

(実施要領)

第6条 受注者は、本業務を実施するにあたっては、発注者の意図及び目的を十分理解した うえ、主任技術者を定め、適切な人員を配置して高度な技術を発揮するよう努力するとと もに、正確丁寧にこれを行い、発注者が定める監督員と常に密接な連絡をとり、その指示 に従うものとする。

(業務体制)

- 第7条 本業務に従事する主任技師及び照査技術者、担当技術者の各要件は次のとおりとする。なお、管理技術者、照査技術者、担当技術者は兼務することができないものとする。
 - (1) 管理技術者

管理技術者は、業務の全般にわたり、業務の管理・統括を行うものとする。また、公園整備に関する実務経験を有し、RCCM (建設部門-都市及び地方計画)の資格を有するものとする。

(2) 照查技術者

照査技術者は、業務成果品の品質確保を行うものとし、RCCM(都市及び地方計画)の資格を有する者とする。

(3) 担当技術者

担当技術者は、技術士(森林部門)かつ測量士の資格を有するものとする。

(品質及び情報セキュリティ等の確保)

- 第8条 本業務は、発注者における住民情報並びに固定資産税に関した基礎となる重要な データ及び個人情報を含む重要な情報を取り扱うため、受注者は業務遂行に必要な次の 資格に基づく管理を行うものとする。
- (1) ISO9001 に適合した品質マネジメントシステムに基づく管理を行うこと。
- (2) ISO27001 に適合した情報セキュリティマネジメントシステムに基づく管理を行う こと。
- (3) JISQ15001(プライバシーマーク) に適合した個人情報保護体制を構築し運用すること。

(工程管理)

第9条 受注者は、本業務の着手前に監督員と十分打合せを行い、業務が円滑に進み、手戻りが無いよう配慮することとする。なお、本業務全般の工程管理、精度管理を速やかに実

施しなければならない。

(疑義)

第10条 本仕様書及び準拠法令等に明示の無い事項及び疑義が生じた場合は、発注者及び 受注者による協議のうえ、発注者の指示に従い業務を遂行しなければならない。

(打合せ等)

第11条 本業務を適正かつ円滑に実施するため、発注者と受注者は常に密接な連絡をとり、 業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、本業務が遅滞なく実施されるように留意 するものとする。

(作業報告)

第12条 受注者は、発注者が必要と認めたときには作業の途中経過等を速やかに報告する とともに、その指示に従うものとする。

(貸与品の管理)

第13条 受注者は、貸与品を借用する際には借用書を提出するとともに、貸与された資料は善良なる管理者の注意をもって、破損、紛失等のないように取り扱い、業務完了時には貸与品をすべて返却し、発注者の確認を受けるものとする。

(秘密の保持)

- 第14条 受注者及び本業務に従事するまたは従事していた者は、本業務により知り得た情報を漏えいまたは盗用してはならない。履行期間満了後または本業務の契約解除後も同様とする。
- 2 受注者は、前項に規定する受注者の従事者の責務について万全の措置を講じなければならない。

(目的外使用等の禁止)

- 第 15 条 受注者は、貸与品を目的外に使用し、または第三者に閲覧させ、もしくは提供してはならない。
- 2 受託者は、発注者が文書をもって指示したとき以外は、貸与品を発注者の他の業務に使用し、または閲覧させ、もしくは提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第16条 受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、または請け負わせることはできない。ただし、契約業務の一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限り

ではない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第17条 受注者は、本業務の契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、もしくは承継させ、または担保の目的に供してはならない。

(手続き及び損害賠償)

- 第 18 条 本業務に必要な手続きは受注者の責任において行い、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、本業務実施中に生じた事故及び第三者に与えた損害に対して一切の責任を 負い、事故内容を遅滞なく発注者へ報告するものとする。なお、損害賠償等の請求があっ た場合は、一切の処理を受注者の責任において行うものとする。

(成果品の帰属)

- 第19条 本業務の成果品の帰属に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。
- (1) 市販されているOS・OAソフト及び既に受注者が開発し著作権を有している著作物・パッケージソフトウェア等を除き、成果品は発注者に帰属するものとする。
- (2)受注者は、成果品について発注者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。

(検査)

第20条 業務完了後、業務完了届及び納品書とともに成果品を提出し、主任技術者が立会いのうえ検査を受けるものとする。

(瑕疵担保)

第 21 条 業務完了後といえども納入成果品に不良箇所が発見された場合は、速やかに補足、訂正及び修正を行わなければならない。これに要する経費は受注者が負担するものとする。

(契約の解除)

- 第22条 発注者は、次の項目に該当する場合は、契約期間中であってもこの契約を解除することが出来るものとする。
 - (1) 発注者・受注者双方が同時に契約の解除を希望した場合
- (2) 受注者が故意または過失により発注者に重大な損害を与えた場合
- (3) 受注者がこの契約による業務を履行しない場合
- (4) 発注者がこの契約の存続を不適当と認めた場合

2 前項の規定により、契約を解除した場合において受注者に損害が生じても発注者はそ の責任を負わないものとする。

第2章 業務内容

(本業務の概要)

- 第23条 本業務は、次の作業を実施するものとする。なお、受注者は生活環境保全林の趣旨を踏まえ、全体的かつ総合的な視点に基づいて業務を実施するように留意するものとする。
- 1 なみえ生活環境保全林整備計画の作成
- (1) 計画準備
- (2) 5箇年計画の作成
- (3) 年度別の整備設計書作成
- (4) 年度別の基本設計図作成
- (5) 報告書とりまとめ
- (6) 打合せ協議
- 2 なみえ生活環境保全林の現況

なみえ生活環境保全林においては、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地 震に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故によって森林が放射性物質で汚染され、保 全林内の保全管理等は充分になされていない状況であった。その後、関係省庁等による里山 再生事業(森林整備等)が実施されており、保全林の整備が進んでいる。周辺施設には、丈 六公園、いこいの村、高瀬野球場があり、一部では、現在も整備事業が進められている。

(計画準備)

- 第24条 本業務を合理的かつ能率的に遂行するため、竣工図等による既存施設の把握、各種改修条件、設計基準の整理ならびに適用を整理し、計画準備を行うものとする。受注者は本業務を実施するにあたり、次の事項を記載した実施計画書を提出し、監督員の承認を得ること。
 - (1)貸与品の貸与計画(貸与品の運搬方法、保管管理の方法及び保管管理の責任者並びに 保管管理の場所)
 - (2)作成されるデータ、調査結果等の情報の管理方法及び責任者など情報セキュリティマネジメントシステム認証登録に係わる事項
- (3) 成果品以外のものの処分方法
- 2 受注者は、調査結果について中間報告を行うものとする。報告を行う時期及び報告を行

う範囲については、監督員との協議による。

(5箇年計画の作成)

- 第25条 受託者は、本業務を遂行するため、保安林内で可能な作業、既存施設の劣化度、安全性の向上、ならびに利用促進の観点から更新または導入すべき施設を抽出し、全体整備計画を示す事業内容及び事業費に係る5箇年計画を作成するものとする。なお、5箇年計画を作成するにあたり、次の項目を踏まえ検討すること。
 - (1)景観や環境を活かした、森林浴や散策などの森林空間の検討(案内板や遊歩道、木製ベンチ、木製遊具の設置等)。
 - (2) 既存施設にこだわらず子どもから大人まで誰もが楽しめる場所の検討。
 - (3) いこいの村なみえとの連携を視野に入れたグランピングやテントサウナ等、屋外での自然体験エリアの可能性の検討。
- (4) 周辺施設との連続した土地利用。
- (5) 長期的視点において、維持管理に係る費用が低廉であること。
- (6) その他発注者と協議のうえ定めるものとする。

(年度別の整備設計書の作成)

第26条 受注者は、前条で作成した計画を基に、5箇年計画毎の整備設計書(工事費算出) を作成するものとする。単年の整備設計書の算出にあたっては、仮設工等の追加工種が発生しないよう、留意するものとする。また、積算基準ならびに採用単価については、監督員と協議のうえ、決定するものとする。

(年度別の基本設計図の作成)

- 第27条 受注者は前条で作成した年度別の整備設計書を踏まえ、工事発注図書となる設計 図を作成するものとする。なお、作成する設計図の設計レベルについては、基本設計とす る。現況地形については、既存測量図を活用するものとする。作成する図面は、以下のと おりとし、数量計算書については、工種毎に数量を整理した総括表にて作成するものとす る。
 - (1) 基本設計平面図 (S=1/500~1/1000)
 - (2) 割付計画平面図 (S=1/500~1/1000)
- (3) 施設計画平面図 (S=1/500~1/1000)
- (4) 主要施設一般図 (S=1/20~1/100)
- (5) 数量計算書(総括表)

(報告書とりまとめ)

第28条 受注者は前条までに作成した検討資料を本業務の成果として、検討結果を報告書

としてとりまとめるものとする。

(設計協議)

第29条 打合せ協議は、業務着手時・中間時(適宜)・成果品納入時に行うものとする。なお、本業務の適正な遂行を図るため、監督員と密接な連絡をとり、その都度打合せ記録簿を作成し、相互に確認を行うものとする。

第3章 成果品

(成果品)

- 第30条 本業務の成果品として、印刷物2部、電子媒体(CD-R)2部を提出することとする。年度別の整備設計書や基本設計図の縮小版の提出物については、監督員との協議により決定するものとする。
- 2 成果品納入先は、浪江町農林水産課とする。